鎌倉市の人事行政の運営等に関する状況について

令和6年(2024年)11月 令和7年(2025年)4月、11月更新 鎌倉市総務部職員課

鎌倉市人事行政の運営等の状況について 目次

1 崩	歳員の任免及び職員数等に関する状況・・・・・・・・・・・・・・3
(1)	職員数の推移
(2)	部門別職員数の状況と主な増減理由
(3)	年齢別職員数の状況
(4)	定員管理の数値目標及び進捗状況
(5)	採用者の状況
(6)	昇任制度の概要と実施状況
(7)	降任制度の概要と実施状況
(8)	転任(人事異動)制度の概要と実施状況
(9)	職種転換制度の概要と実施状況
(10)	庁内公募制度の概要と実施状況
(11)	退職者の状況
(12)	再就職の状況
(13)	再任用の状況
(14)	外郭団体等への管理職の再就職の状況
(15)	公益法人、営利法人等への派遣の状況
(16)	障害者の任用状況
2 鵈	銭員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
(1)	人件費の状況
(2)	職員給与費の状況
(3)	ラスパイレス指数の状況
(4)	給与制度の総合的見直しの実施状況について
(5)	職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
(6)	職員の初任給の状況
(7)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
(8)	一般行政職の級別職員数の状況
(9)	職員手当の状況
(10)	特別職の報酬等の状況
(11)	給与の見直しの状況
(12)	旅費の概要

3 勤務時間その他の勤務条件・・・・・・・・・・・・・31
(1)職員の勤務時間、休憩時間の概要
(2)職員の年次休暇の概要と取得状況
(3)特別休暇の概要と取得状況
(4)療養休暇の概要と取得状況
(5)職員の育児休業の概要と取得状況
(6)安全衛生管理体制の整備状況
4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・34
5 職員の服務の状況・・・・・・・・・・・・・・・36
(1)服務に関する基本原則の概要
(2)職務専念義務免除制度の概要と免除の状況
(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況
(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況・・・・・・・・・・38
(1) 人材育成基本方針の概要
(2)研修方針・体系の概要と実施状況
(3)勤務成績の評定状況
7 職員の福祉の状況・・・・・・・・・・・・・・・・45
(1) 共済組合の概要
(2)公務災害補償の概要と実施状況
(3) 職員の健康診断等の概要
(4) メンタルヘルスへの対応状況
(5)ハラスメントへの対応状況
(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要
8 公平委員会の業務の状況・・・・・・・・・・・・48
(1)勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況
(2)不利益処分に関する審査請求制度の概要と状況
(3) 苦情処理制度の概要

鎌倉市の人事行政運営等に関する状況について

鎌倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、職員の任免及び職員数、 職員の給与の状況など、鎌倉市における人事行政運営等に関する状況について次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

※ 各年の職員数は、地方公共団体定員管理調査による実数から教育長を除いています

(1)職員数の推移



(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

		職員	員数	対前年	増	減	主な増減理由
		R6年	R5年	増減数	内	訳	土は頃級垤田
一般	議会	11	11	0	減	0	
行政	硪云	(0)	(0)		増	0	
部門	総務・企	249	250	-1	減	14	業務見直し、加配解消
	画	(22)	(22)		増	13	深沢地域整備事業への増員
	税務	57	61	-4	減	4	業務見直し
	化化化	(3)	(2)		増	0	
		211	204	7	減	8	保育園民営化に伴う退職不補充
	民生	(13)	(21)		増	15	機構改革に伴い母子保健に関する職員の 異動及び増員

	1		1		1		
	衛生	117	129	-12	減	13	機構改革に伴い母子保健に関する職員の 異動
		(5)	(5)		増	1	
	W KI	3	3	0	減	0	
	労働	(0)	(0)		増	0	
	農林水産	9	9	0	減	1	
	辰外小生	(0)	(0)		増	1	漁業業務の強化
	商工	14	13	1	減	0	
	何 上	(1)	(1)		増	1	観光事業強化
	土木	149	151	-2	減	7	建築職欠員
	上水	(4)	(4)		増	5	市営住宅事業強化
	小計	820	831	-11	減	47	
	\1,b	(48)	(55)		増	36	
特別	教育	143	146	-3	減	6	加配解消等
行政	秋月	(4) [1]	(7) [1]		増	3	去年部門誤り
部門	消防	253	247	6	減	0	
	נשוחו	(1)	(1)		増	6	消防事業強化
	小計	396	393	3	減	6	
	√1,□1	(5)	(8)		増	9	
公営	下水道	39	44	-5	減	6	土木職欠員、業務の見直し
企業	1 ////////////////////////////////////	(1)	(1)		増	1	
等会	その他	37	37	0	減	1	業務の見直し
計部	C 42 IE	(3)	(2)		増	1	
門	小計	76	81	-5	減	7	
	√1 日1	(4)	(3)		増	2	
合	合計		1, 305	-13	減	60	
— — ···		(57)	(66)	I	増	47	

- (注) 1 職員数は一般職の職員数であり、臨時職員又は非常勤職員を除きます。
 - 2 ()内は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員であり、外数です。
 - 3 【 】内は、フルタイム会計年度任用職員であり、外数です。
 - 4 一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防の部門です。公営企業等会計部門とは、下水道等の部門です。
 - 5 教育部門の職員数には、市長部局の職員1名が含まれています。

(3)年齢別職員数の状況

(1) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)

	the	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	
	20歳 未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	合 計
	>1×11EF	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	59歳		
市長部局	1	46	111	157	113	100	88	108	117	13	854
教育委員会	0	1	8	17	17	16	14	22	25	4	124
消防本部	2	38	40	32	50	25	13	17	30	6	253
合計	3	85	159	206	180	141	115	147	172	23	1231

(注) 再任用週38時間45分勤務職員(61名)は除いています。

② 全職員の平均年齢(各年4月1日現在)

	令和6年	令和5年
平均年齢	40歳3月	39歳11月

(注) 平均年齢は再任用職員を除いて計算しています。

(4) 定員管理の数値目標及び進捗状況

~第4次職員数適正化計画について~

本市では平成29年度を始期とする第4次職員数適正化計画を平成29年2月に策定し、業務そのものを民間事業者に委託する手法や業務の担い手を職員以外の者に見直す手法、事務事業の見直し、事務制度の見直しなどを行うことにより、令和8年4月1日までに109人の職員数の減員を目標としています。

(各年4月1日現在 単位:人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	令和6年度	数値目標
	基準年	計画始期		
基準職員数	1,324 人	1,319人	1,264 人	1,215 人
増減 (年度)	-	▲5 人	▲16 人	A 100 k
増減 (累計)	-	▲5 人	▲60 人	▲109 人

- (注) 1 計画期間は、平成29年度~令和7年度の9年間です。
 - 2 増減は平成28年度(基準年)からみた増減としています。
- 3 基準職員数は、1 (1) で示した職員数から育児休業者などの定数外職員を除いた職員数としています。

(5)採用者の状況

① 職種別・採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用とがあります。

試験採用については、一般職の第一次試験は知的能力の測定及び適性検査、第二次試験は個人 面接、第三次試験は個人面接を主な内容としています。

消防職の試験採用については、第一次試験は、体力試験、第二次試験は教養試験及び適性検査、 第三次試験は個人面接を主な内容としています。

(単位:人)

			令和5年度	÷	令和4年度			
		試験採用	選考採用	計	試験採用	選考採用	計	
一般職	計	45	5	50	30	5	35	
川又 刊取	うち女性	33	2	35	19	3	22	
技能労務職	計	0	0	0	0	0	0	
1又 化 力 伤 帆	うち女性	0	0	0	0	0	0	
消防職	計	10	0	10	6	0	6	
1月197740	うち女性	0	0	0	0	0	0	
計	計	55	5	60	36	5	41	
pil pil	うち女性	33	2	35	19	3	22	

② 採用試験の実施状況

令和5年度

試験	職種(一般職)	六 古 土 粉	立 野 土 粉		合格者数		採用	体录
武物	城性 (一放城)	心劵有剱	受験者数	1 次	2 次	3 次	者数	倍率
	事務	467	384	130	30	18	14	21. 3
							(11)	21.0
	事務(民間企業等	286	261	57	13	6	(1)	43.5
	職務経験者)	13	12	6	3	0	0	
	事務(教育)	13	12	0	3	U	(0)	_
	I I.	21	14	12	5	2	2	. .
	土木				_	_	(2)	7. 0
	土木(民間企業等	4	4	3	3	3	2	1.0
6月	職務経験者)						(1)	1.3
0月	電気	4	2	2	2	1	0	2.0
	电风						(0)	2.0
	保健師	33	32	22	11	7	5	4. 6
	PITTER	2.2	2.2				(4)	
	栄養士	28	26	15	7	5	(3)	5.2
	学芸員	13	11	9	3	2	2	
		10	11	J	0		(2)	5. 5
	障害者採用	27	25	13	4	2	1	12. 5
							(0)	12. 0
	事務(高卒)	6	5	3	2	1	1	5. 0
		0	_	0	0	-	(1)	
	事務(民間企業等職務経験者)	9	5	3	3	1	(0)	5.0
		34	27	17	2	0	0	
	事務(教育)	01	21	11		0	(0)	_
9月	建築A	0	0	0	0	0	0	_
9 月	■ 建架A						(0)	_
	建築B	0	0	0	0	0	0	_
	/ / / 2				_		(0)	
	電気	6	3	3	2	2	2	1.5
		3	2	0	0	0	(0)	
	障害者採用	J		U	U	U	(0)	-
	市改 (地方)	89	80	11	4	4	4	20.0
12月	事務(教育)						(2)	20.0
14月	障害者採用	8	6	0	0	0	0	
	17 11 11 11/11						(0)	

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、受験者数/最終合格者数です。

【試験内容】

- 6月実施分
 - 一次試験…知的能力の測定及び適性検査
 - 二次試験…個人面接
 - 三次試験…個人面接(最終)

■ 9月実施分

- 一次試験…知的能力の測定及び適性検査
- 二次試験…個人面接
- 三次試験…個人面接(最終)

■ 12 月実施分

- 一次試験…知的能力の測定及び適性検査
- 二次試験…個人面接
- 三次試験…個人面接(最終)

試験	職種(一	般職)	応募者数	受験者	合格者数	採用者数	倍率
6月	育児休業	保育士	0	0	0	0	_
- / /	代替職員	71.13				(0)	
		保育士	0	0	0	0	
8月	育児休業	水 月 上				(0)	
0月	代替職員	栄養士	1	1	0	0	
		木食工				(0)	-
9月	育児休業	栄養士	1	1	1	1	1. 0
9 月	代替職員	木食工				(1)	1.0
10 日	育児休業	栄養士	2	1	0	0	
10月	10月 代替職員					(0)	_
0 🗏	育児休業	公 美 1.	1	1	1	1	1 0
2月	代替職員	栄養士				(1)	1.0

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、受験者数/最終合格者数です。

【試験内容】

適性検査、個人面接、実技

試験	啦猪 (後種(一般職) 応募者数 5			合格者数	採用	倍率	
武八河央	引取 ↑里 (応券有数	文 映 有 数 1	1 次	2 次	3 次	者数	16年
	任期付短時間勤	13	11	9	7	7	6	1 6
9月	務職員(事務)						(5)	1. 6

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、受験者数/最終合格者数です。

【試験内容】

- 一次試験…知的能力の測定及び適性検査
- 二次試験…個人面接
- 三次試験…個人面接(最終)

試験	職種 (一般職)	応募者数	受験者	合格者数	採用者数	倍率
10 日	事務(弁護士)	3	3	3	1	1 0
10月	事務(弁護士)				1	1.0

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、応募者数/最終合格者数です。

【試験内容】

書類選考、個人面接

試験	職種(一般職)	応募者数	受験者	合格者数	採用者数	倍率
11日	任期付職員(事務)	1	1	1	1	1 0
11月					(0)	1.0

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、応募者数/最終合格者数です。

【試験内容】

書類選考、個人面接

試験	職種 (一般職)	応募者数	受験者	合格者数	採用者数	倍率
10日 万知分融号 (東敦)	2	2	2	1	1 0	
14月	12月 任期付職員(事務)				(0)	1.0

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、応募者数/最終合格者数です。

【試験内容】

書類選考、プレゼンテーション及び個人面接

	試験	職種 (一般職)	応募者数	受験者	合格者数	採用者数	倍率
	12月 任期付職員	尤期 (会	4	3	2	1	1 5
		(任朔竹、啾貝(井護工 <i>)</i> 				(1)	1.5

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、応募者数/最終合格者数です。

【試験内容】

書類選考、個人面接

34 €	職種	応募者数	受験者数		合格者数		採用者数	倍率
試験	4取7里	11個 心券有数	文帜有剱	1次	2次	3次	1 休用有剱	一行 半
ОВ	沙山上市外	116	84	55	35	13	10	0.4
9月	消防職	(8)	(5)	(3)	(2)	(0)	(0)	8. 4

(注) 各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。 倍率は受験者数/最終合格者数で出しています。

【試験内容】

- 一次試験…体力検査
- 二次試験…教養試験 · 適性検査
- 三次試験…個人面接(最終)

令和4年度

一次	II为 4年 (南瓜 II为)		□ FO +7. *		合格者数		採用	(क्र क्र
試験	職種 (一般職)	心暴者数	受験者数	1 次	2 次	3 次	者数	倍率
	事務	641	528	106	21	14	10	37. 7
	事 伤						(6)	31.1
	事務(民間企業等職	322	289	34	13	6	6	48. 2
	務経験者)						(1)	10. 2
	建築	27	24	14	6	2	2	12. 0
							(2)	
	建築(民間企業等職	6	5	1	1	1	0	_
6 月	務経験者	0.4	1.0	1.0	_		(0)	
0 /,	土木	24	19	12	5	2	1	9. 5
		1	1	1	1	0	(0)	
	土木 (民間企業等職務経験者)	1	1	1	1	0	(0)	_
		12	9	6	3	1	0	
	電気	12	9		3		(0)	9.0
		0.5	0.0	1.0	1			
	障害者採用	25	22	10	1	0	(0)	_
		_	_		_	_	(0)	
	事務(高卒)	6	6	3	0	0	0	_
							(0)	
	土木	1	1	1	0	0	0	_
		-1	-	-	4	0	(0)	
	土木 (民間企業等職務経験者)	1	1	1	1	0	(0)	_
	33712.0(1)	32	30	16	7	4	2	
	保健師	32	30	10	1	4		7. 5
9月		0.0	0.0				(2)	
	保育士	36	36	17	11	5	5	7. 2
							(5)	
	栄養士	26	24	13	7	5	2	4.8
							(1)	
	司書	188	175	29	7	4	2	43.8
	·						(2)	40.0
		2	2	1	0	О	0	_
							(0)	

(注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、受験者数/最終合格者数です。

【試験内容】

- 6月実施分
 - 一次試験…知的能力の測定及び適性検査
 - 二次試験…個人面接
 - 三次試験…個人面接(最終)

■ 9月実施分

- 一次試験…知的能力の測定及び適性検査
- 二次試験…個人面接
- 三次試験…個人面接(最終)

試験	職種(-	一般職)	応募者数	受験者数	合格者数	採用者数	倍率	
		建築	4	4	4	3	1. 0	
		建架				(1)	1.0	
 7月	育児休業	保健師	0	0	0	0	_	
7月	代替職員	保健則				(0)		
		保育士	0	0	0	0	_	
						(0)		
10月	育児休業	保健師	0	0	0	0	_	
10/7	代替職員	弋替職員 ^{保健師}				(0)		
12月	育児休業	栄養士	1	1	1	1	1. 0	
12月	代替職員					(1)	1.0	
 1月	育児休業 代替職員	育児休業 促煙師	保健師	0	0	0	0	_
1/7		不廃即				(0)		

⁽注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、受験者数/最終合格者数です。

【試験内容】

適性検査、個人面接、実技

試験	職種 (一般職)	応募者数	受験者数	合格者数	採用者数	倍率
11月	11月 任期付職員(事務)		2	1	1	2.0
117	世别的 14. ((1)	2.0

⁽注)各職種の()内の数は、女性の人数であり、内数です。なお、令和2年度から、応募者の性別の確認は実施していません。倍率は、応募者数/最終合格者数です。

【試験内容】

書類選考、プレゼンテーション及び個人面接

試験	職種	応募者数	受験者数		合格者数		採用者数	倍率
11/10天	戦種	心券有效	文映有级「	1次	2次	3次	休 用有数	16学
9月	消防職	138 (8)	113 (6)	56 (6)	27 (3)	6 (0)	6 (0)	18. 83

(注) 各職種の() 内の数は、女性の人数であり、内数です。

倍率は受験者数/最終合格者数で出しています。

【試験内容】

- 一次試験…体力検査
- 二次試験…教養試験 · 適性検査
- 三次試験…個人面接(最終)

(6) 昇任制度の概要と実施状況 (職種別、級別)

各級において、下記の昇任基準に従い、原則として内部の職員から選考し、上位の職に昇任をしています。 () 内は、女性の昇任職員数であり、内数です。

【一般職職員】 (単位:人)

ψπ.	11分	日パサ沖	昇任耶	
級	職名	昇任基準	令和5年度	令和4年度
8	部長	1年以上7級(又は同等以上)の職の経験を有すること	3(0)	4(0)
7	次長	2年以上6級(又は同等以上)の職の経験を有すること	7 (0)	8(0)
6	課 長 担当課長	1年以上5級(又は同等以上)の職の経験を有すること	10(0)	14(2)
5	課長補佐	2年以上4級(又は同等以上)の職の経験を有すること	15(4)	18 (5)
4	担当係長	2年以上3級(又は同等以上)の職の経験を有すること	22(5)	20(8)
3	主事	1年以上2級(又は同等以上)の職の経験を有すること	48 (25)	16 (6)
2	職員	1年以上1級(又は同等以上)の職の経験を有すること	37 (22)	42 (22)
		合 計	142 (56)	122 (43)

【技能労務職職員】 (単位:人)

∜π.	職名	昇任基準	昇任	昇任職員数		
級	双		令和5年度	令和4年度		
5	担当係長	1年以上4級(又は同等以上)の職の経験を有するこ。	2(0)	0(0)		
4	業務主事	9年以上3級(又は同等以上)の職の経験を有するこ。	3(0)	0(0)		
3	職員	6年以上2級(又は同等以上)の職の経験を有するこ。	0(0)	0(0)		
2	職員	2年以上1級(又は同等以上)の職の経験を有するこ。	0(0)	0(0)		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5(0)	0(0)		

【消防職職員】 (単位:人)

ψπ.	rrh: A	日バ甘油	昇任耶	
級	職名	昇任基準	令和5年度	令和4年度
8	消防長	1年以上7級(又は同等以上)の職の経験を有すること	0(0)	0(0)
7	次長	2年以上6級(又は同等以上)の職の経験を有すること	1(0)	2(0)
6	課 長 担当課長	1年以上5級(又は同等以上)の職の経験を有すること	1(0)	3(0)
5	課長補佐	2年以上4級(又は同等以上)の職の経験を有すること	2(0)	4(0)
4	担当係長	4年以上3級(又は同等以上)の職の経験を有すること	2(0)	8(0)
3	主事	5年以上2級(又は同等以上)の職の経験を有すること	6(0)	5(0)
2	職員	2年以上1級(又は同等以上)の職の経験を有すること	12(0)	7(0)
		合 計	24(0)	29(0)

(7) 降任制度の概要と実施状況

降任とは下位の職に任命することであり、本人の意に反して行われる分限処分(4職員の分限処分及び懲戒処分の状況を参照)としての降任と、本人の希望又は同意に基づく希望降任があります。

〇 希望降任制度の概要と実施状況

① 親の介護、子の育児、本人の病気で職務の軽減が必要な場合

令和5年度の降任者数 3人(令和4年度1人)

② その他の場合

令和5年度の降任者数 0人(令和4年度1人)

(8) 転任(人事異動)制度の概要と実施状況

職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することを言います。

(単位:人)

区分	市長	市長部局教育		 長 員 会	その他	
年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
部長級	0	0	0	0	0	0
次長級	0	0	0	0	0	0
課長級	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

⁽注) 教育委員会には、校長、教頭、教諭等は含みません。

(9) 職種転換制度の概要と実施状況

人的資源の有効活用を行うため、「鎌倉市技能労務職職員の転任に関する要綱」により、技能労務職の職員を選考によって一般職の職に転ずる制度を平成 15 年度から 17 年度の 3 か年及び平成 22 年度に実施しました。平成 23 年度から平成 29 年度までは実施せず、平成 30 年度に事務職場での事務経験がある技能労務職職員に対する転任試験を「事務職場経験を有する技能労務職職員の転任に関する要綱」により実施しました(転任試験合格者への発令は、平成 31 年4月1日付けとなります)。

(単位:人)

	令和5年度	令和4年度
転任試験	0	0
合格者数		

(10) 庁内公募制度の概要と実施状況

組織の活性化を図るため、課長級のポストについて庁内職員の公募を行ない、選考のうえ登用を するものです(選考後、職員への発令は、令和6年4月1日付けとなります)。

(単位:人)

	令和5年度	令和4年度
課長級	0	1

(11) 退職者の状況

退職には、以下の事由の退職があります。

ア 定年退職:定年により退職する場合

イ 勧奨退職:人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合

ウ 自己都合退職:本人の都合により退職する場合

エ その他:死亡による退職等

事由別退職者の数 (単位:人)

	定	年	勧	奨	自己	都合	その	つ他	章	+
	R5	R4								
一般職	0	18	3	5	40	20	0	0	43	43
うち管理職	0	9	1	1	7	1	0	0	8	11
技能労務職	0	7	0	0	2	1	1	0	3	8
うち管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防職	0	4	0	0	3	6	0	0	3	10
うち管理職	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計	0	29	3	5	45	27	1	0	49	61
うち管理職	0	10	1	1	7	1	0	0	8	12

※ 令和4年度からの国家公務員の定年引上げに伴い、本市でも定年年齢の段階的な引き上げ措置を 実施しているため、令和5年度は定年退職の該当がありません。令和5年度自己都合退職者には、 60歳到達後、定年(61歳)までに退職した職員を含みます。

(12) 再就職の状況

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、本市を退職した課長級以上の職員の再就職状況は次のとおりです(鎌倉市職員の退職管理に関する条例第4条)。

No.	氏名	退職時の 職名	退職日	再就職日	再就職先の名称及び地位
1	下平 和彦	市民防災部次長	令和5年	令和5年	東京都都市整備局都市基盤部交通
1		印式例次前次文	3月31日	4月1日	企画課 主任
2	竹内 雅貴	健康福祉部次長	令和5年	令和6年	沖電気工業株式会社
	17773 1年貝	医尿油性部	3月31日	5月1日	プロフェッショナル
3	FD 女7 ⇒1.4-U	学 公事效只旨	令和5年	令和5年	公益財団法人鎌倉市公園協会
3	服部 計利	議会事務局長	3月31日	4月1日	常務理事兼事務局長
4		サギネル <u>計</u> が 目	令和5年	令和6年	公益社団法人鎌倉市シルバー人材
4	佐々木 聡	教育文化財部長	3月31日	6月7日	センター 常務理事兼事務局長
_	海田 券土片	まちづくり計画	令和6年	令和6年	株式会社湘南建築センター 意匠
5	渡辺 誉志広	部次長	3月31日	4月1日	部 副部長
C	立	都市整備部作業	令和6年	令和6年	横須賀市地域コミュニティ支援課
6	高橋 勇一	センター所長	3月31日	4月25日	会計年度任用職員
7	並入	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	令和6年	令和6年	社会福祉法人きしろ社会事業会
7	落合 考志	道水路調査課長	3月31日	8月1日	課長補佐

(13) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務 する短時間勤務職員があります。

(単位:人)

職種	常時	勤務	短時間勤務		
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	
一般職	22	38	32	37	
技能労務職	39	43	8	13	
消防職	1	3	1	3	
計	62	84	41	53	

(注)職種は再任用時の職種です。なお、令和6年度は令和6年4月1日時点、令和5年度は令和5年4月1日時点の職員数です。

(14) 外郭団体等への管理職の再就職の状況

退職(定年退職、勧奨退職)時に管理職であった者の外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。

(令和5年度及び令和4年度退職者)

(単位:人)

再就職先	外郭団体等
再就職者数	0

(注)外郭団体等とは、鎌倉市が資本金又は基本金等の25%以上を出資している法人をいいます。

(15) 公益法人、営利法人等への派遣の状況

実施なし

(16) 障害者の任用状況

法定雇用率	2.8%	令和5年度	2.86%	令和4年度	3.14%
-------	------	-------	-------	-------	-------

令和6年度から法定雇用率は2.6%から2.8%に引き上げられています。

今後も地方公共団体としての社会的責任を念頭に置きながら、障害者雇用の促進に努めていきます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬、職員が加入する 市町村職員共済組合に支払う負担金等を合計したものです。

※ 市町村職員共済組合は短期給付(健康保険に相当)、長期給付(公的年金に相当)等の事業 を行っており、その費用は職員から徴収する掛金と市町村の負担金によって賄われています。

区分	住民基本台帳人口(令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 令和3年度の 人件費率
人和自仁中	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	171, 272	68, 464, 448	2, 900, 330	12, 227, 909	17. 9	18.0

(注)普通会計とは、一般会計及び鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業を合計したもので、特別会計のうち国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業 並びに下水道事業会計は含みません。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

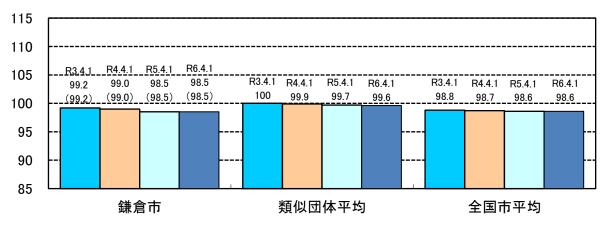
職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

	職員数	給 与 費					
区 分	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
今和『左帝	人	千円	千円	千円	千円		
令和5年度	1, 236	4, 475, 593	1, 869, 938	1, 982, 147	8, 327, 678		

一人当たり	類似団体平
給与費	均一人当た
B/A	り給与費
千円	千円
6, 738	6, 591

- (注) 1 職員手当等には退職手当を含みません。
 - 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任 用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前 再任用短時間勤務職員の給与費が含まれますが、会計年度任用職員の給与費は含まれてい ません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する ため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職 俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平 均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び 地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

【実施内容】

一般行政職の給料表について、平均 1.7%引き下げ。(平成 27 年 4 月 1 日実施) 激変緩和のため、3 年間(平成 30 年 3 月 31 日まで)の経過措置(現給保障)を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準 15%に対し、鎌倉市においても 15%を支給。(変更なし) (参考)

		各年度の支給割合								
	平成	平成	平成	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
国基準による支給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
鎌倉市の支 給割合	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

(5)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
鎌倉市	41.2歳	308, 150 円	431,629 円	389, 824 円
神奈川県	42.8歳	323, 335 円	423, 674 円	383, 367 円
玉	42.1歳	323, 823 円	_	405, 378 円
類似団体	42.1歳	321, 107 円	424, 344 円	381,974 円

② 技能労務職

				公務員	1		民 間 (今年度)			参考
	区分	平均 年齢	職員 数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	A/B
	鎌倉市	57.8歳	111人	320, 475 円	417, 767 円	382,066 円	_	_	_	_
	うち 清掃職員	57.8歳	47 人	329, 189 円	459, 509 円	395, 794 円	廃棄物処理 業従業員	47.7歳	314, 900 円	1. 46
	うち 学校給食員	55.6歳	14 人	325, 764 円	395, 526 円	387, 005 円	飲食物調理 従事者	44.7歳	261, 900 円	1. 51
	うち 用務員	59.9歳	23 人	285, 887 円	346, 168 円	335, 992 円	その他清掃 等従事者	49.1歳	244, 800 円	1. 41
	うち 自動車運転手	59.8歳	6人	315,050 円	422, 648 円	375, 810 円	乗用自動車 運転者	59.6歳	251,000円	1. 68
	神奈川県	52.3歳	252 人	297, 537 円	356, 224 円	343, 449 円	_	_	_	_
	玉	51.2歳	1,829人	288, 144 円		330, 553 円		_	_	
類似団体		52.4歳	91 人	322,604 円	385, 796 円	363, 860 円	_		_	_

	参 考					
区分	年収べ	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員(C)	民間 (D)	C/D			
鎌倉市		_	_			
うち清掃職員	7, 077, 620	4, 376, 300 円	1.62			
うち学校給食員	6, 424, 410	3, 438, 100 円	1.87			
うち用務員	5, 233, 043	3, 297, 300 円	1.59			
うち自動車運転手	6, 440, 108	3, 307, 700 円	1. 95			

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和 3年~令和5年の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において 完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍した ものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給され た年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鎌倉市	37.8歳	294, 820 円	418,634 円	372, 269 円
類似団体	39.0 歳	311,067 円	418,722 円	368, 597 円

(注) ①、②、③について

- 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過 勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査におい て明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額に超過勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで算 出したものです。

3 「一」は、現時点で未公表または該当なしの数値です。

(6)職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区	分	鎌倉市	神奈川県	国
	上兴 在	205, 200 円	202, 400 円	総合職 200,700円 (189,700)
一般 行政職	大学卒	(195, 200)	(191, 700)	一般職 196, 200 円 (185, 200)
	高校卒	174, 900 円	166, 600 円	166, 600 円
		(162, 900)	(158, 900)	(154, 600)
	高校卒	172,600 円	169,000 円	
技能		(160, 400)	(156, 800)	
労務職	中学女	165, 400 円	159, 500 円	
	中学卒	(153, 300)	(147, 700)	_
	<u>~~</u> ~~	205, 200 円		
沙木 14十 1424	大学卒	(195, 200)	_	_
消防職	+++ <i>+</i>	174, 900 円		
	高校卒	(168, 700)	_	

⁽注) ()内は令和5年4月1日現在の状況です。

(7)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

5	\wedge	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年	
区	分	(10 年以上 15 年未満)	(20 年以上 25 年未満)	(25 年以上 30 年未満)	(30 年以上 35 年未満)	
	大学卒	276,064 円	351,871 円	384, 769 円	405, 427 円	
一般	八子午	(274, 157)	(347,003)	(384, 579)	(408, 527)	
行政職	高校卒	256, 140 円	343,600 円	363, 575 円	382, 208 円	
	向仪平	(249, 800)	(344, 650)	(369, 829)	(389, 825)	
	高校卒	— 円	— 円	360,600 円	370,538 円	
技能		(—)	(—)	(357, 500)	(370, 100)	
労務職	中学卒	— 円	302,950 円	342,880 円	356, 938 円	
		(—)	(294, 075)	(340, 100)	(351, 933)	
	大学卒	285, 422 円	370,570 円	384, 450 円	392, 150 円	
消防職	八子午	(281, 805)	(370,810)	(395, 400)	(—)	
イ日別が	市协众	263, 430 円	332, 417 円	388, 900 円	394, 725 円	
	高校卒	(257, 723)	(328, 850)	(383, 000)	(396,029)	

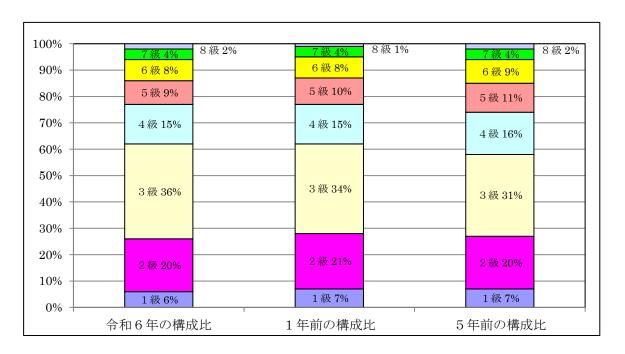
(注) ()内は令和5年4月1日現在の状況です。

(8) 一般行政職の級別職員数の状況

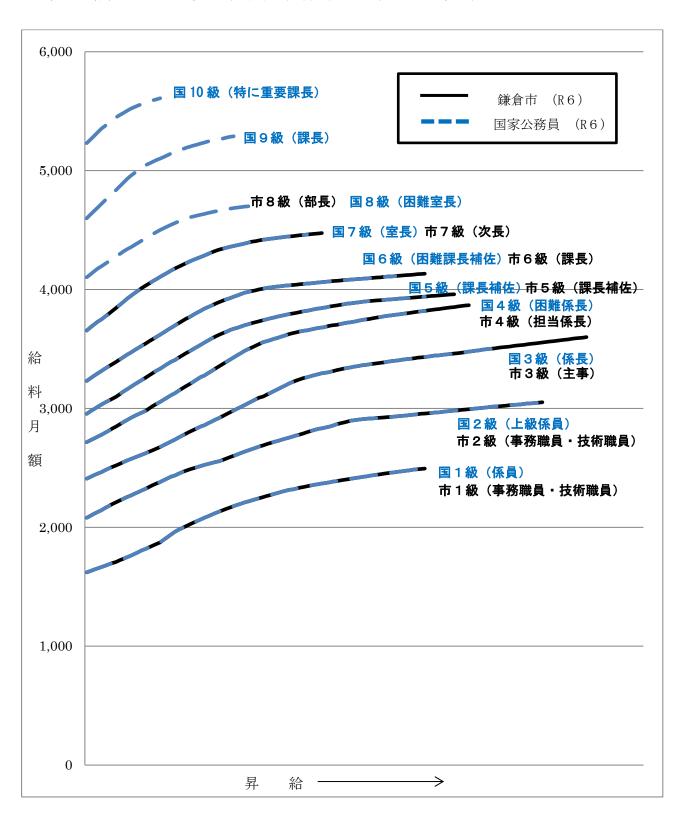
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

17	\wedge	標準的な職務内容	啦号粉	井市い	1号給の	最高号給の
区	分	宗 年的 な	職員数	構成比	給料月額	給料月額
8	級	部長	13 人	2%	470,000円	470,000 円
7	級	次長	30 人	4%	365, 500 円	447, 500 円
6	級	課長	60 人	8%	323, 100 円	413, 300 円
5	級	課長補佐	67 人	9%	295, 400 円	396, 000 円
4	級	担当係長	115 人	15%	271,600円	386, 800 円
3	級	主事	270 人	36%	240,900円	360,000 円
2	級	知識経験を必要とする事務に従事	149 人	20%	208,000 円	305, 200 円
	71//X	する事務職員又は技術職員	149 /	20 /0	208, 000	303, 200 🖂
1	級	定例的な事務に従事する事務職員	46 人	6%	162, 100 円	249, 400 円
	級	又は技術職員	40 八	0 /0	102, 100	249, 400 🗇

- (注) 1 鎌倉市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



ウ 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和6年度中における運用		管理	職員	一般職員		
ア	ア 人事評価を活用している		0			
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分	0				
	上位、標準の区分		0			
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ (一律)					
1	イ 人事評価を活用していない				0	
	活用予定時期			未	定	

(9)職員手当の状況

職員は、次の手当が支給されます。

- ・ 期末手当・勤勉手当:民間企業のボーナス等に相当する手当
- ・ 退職手当:退職したときに支給される一時金
- ・ 地域手当:民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当
- ・ 特殊勤務手当:危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当
- ・ 超過勤務手当:正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当
- ・ その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

ア 期末手当・勤勉手当

73761 - 33761 -						
鎌倉市	神奈川県	国				
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額					
(令和5年度)	(令和5年度)	_				
1,521 千円	1,764 千円					
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)				
期末手当 勤勉手当	期 末 手 当 勤 勉 手 当	期 末 手 当 勤 勉 手 当				
2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分	2.45 月分 2.05 月分				
(1.375) 月分 (1.00) 月分	(1.375) 月分 (1.00) 月分	(1.375) 月分 (0.975) 月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等に	職制上の段階、職務の級等に	職制上の段階、職務の級等に				
よる加算措置	よる加算措置	よる加算措置				
役職加算 5%~20%	役職加算 5 %~20%	役職加算 5 %~20%				
	管理職加算 10%~20%	管理職加算 10%~25%				

(注)() 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

	令和6年度中における運用	管理	職員	一般職員		
ア	ア 人事評価を活用している		0			
	活用している成績率	支給可能	支給実績が	支給可能	支給実績が	
	10月している成績学	な成績率	ある成績率	な成績率	ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0				
	上位、標準の成績率		0			
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)					
イ	イ 人事評価を活用していない				0	
	活用予定時期			未定		

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

	鎌倉市		国			
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695月分	24. 586875 月分	勤続 20 年	19.6695月分	24. 586875 月分	
勤続 25 年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395月分	33. 27075 月分	
勤続 35 年	39.7575月分	47.709月分	勤続 35 年	39.7575月分	47. 709 月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算	[措置		その他の加算措置			
定年前早期退	融職特例措置(2	%~20%加算)	定年前早期边	B職特例措置(2	2%~45%加算)	
1人当たり平	均支給額					
	3,693 千円	21,792 千円				

- (注) 1 1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 - 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績		754,875 千円		
支給職員1人当たり		553,022 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数		国の制度(支給割合)
全域 15%		1,365 人		15%

工 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)				12,789 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)				36, 961 円			
職員全体に占める手	当支給職員の割合(令和5年度)			24. 9%		
手当の種類(手当数))				12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業	終	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対す る支給単価		
		感染症の患者等 護、感染症の病原 付着した物件等の	体が	0 千円	1 回 400 円		
感染症防疫作業手当	消防本部	新型コロナウイル 染症から市民等の 及び健康を保護す めに緊急に行われ 置に係る作業に位 たとき)生命 「るた れた措	84 千円	日額 3,000 円 (接触又は長時間の作業 4,000円)		
災害等の活動及び救 急作業手当	消防本部	災害等の防災作業	等	10,712 千円	日額又は1件 500円以内		
昆虫等駆除作業手当	環境保全課 他	スズメバチの駆除作業		15 千円	1件500円		
清掃作業手当	環境センター 他		犬猫等の死体処理作業 ごみ焼却炉の炉内清掃 作業		1件 500円 日額 700円		
税務職手当	納税課、資産税課	市税の賦課のため 査又は検査、滞納 の徴収、滞納処分	内市税	48 千円	1日又は納税者 1 人 に つ き 150円以内		
保健師の療養指導等 手当	市民健康課	家庭訪問による療 は衛生指導	養又	19 千円	日額 130 円		
社会福祉事業従事手 当	保育課、障害福祉課、生活福祉課 他	社会福祉法第 15 st 項の現業事務	条第 4	656 千円	日額 180 円		
公害検査手当	環境保全課	有害ガス等不快感 う公害の検査	茶を伴	3 千円	日額 220 円		
滞納整理等業務手当	納税課	滞納整理		2 千円	日額 150 円		
111/11/11/11/11/11/11/11	NI 1-DOBAK	差押又は公売執行	Î	5 111	日額 240 円		
現場作業手当	環境センター、建築 指導課、文化財課	地上 10 メートル の高所における枝	払等	54 千円	日額 900 円		
\(\frac{1}{2\pi''\lambda}\) \(\fr	他	上記以外の著しく危険 又は不快な業務		01 1	日額 110 円		
下水道汚水処理作業 手当	浄化センター	浄化センターでの機器 の調整、水質検査等の 業務における汚水処理 作業		255 千円	日額 410 円		
障害児訓練業務手当	発達支援室	障害児の機能訓練	業務	560 千円	日額 700 円		

才 超過勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	558,646 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	451 千円
支給実績(令和4年度決算)	555,916 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	445 千円

- (注) 1 超過勤務手当には、休日給、夜勤手当を含みます。
 - 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ 年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上超過勤務手当の支給対象とはならな い職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名 扶 養 手 当	内容及び支給単価 扶養親族のある職員に対して支給する。 配偶者 7,500円	国の制度との異同異なる	国の制度と 異なる内容 配偶者 6,500円	支給実績 (令和5年度決算) 136,242千円	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算) 260,500円
	子 11,300 円		子 10,000円		
	父母等 7,500円		父母等 6,500円		
	16~22 歳の加算		16~22 歳の加算		
	5,000円		5,000円		
管理職	管理又は監督の職にある職員に対して、そ	異なる	俸給の特別調整額	125, 407 千円	1,045,055 円
手 当	の職務の特殊性に基づき支給する。		一種~五種		
	6級~8級 73,600~110,000円		46, 300~130, 300 円		
住 居	自ら居住している住宅を賃借している職員	異なる	自ら居住している住	173, 189 千円	225, 800 円
手 当	(市内居住者) 33,000円(※)		宅を賃借し、月額		
	30,100円(上記以外)		16,000 円を超える家		
	(市外居住者) 18,000円(※)		賃を払っている職員		
	28,000円(上記以外)		28,000 円		
	※令和2年4月1日以降に採用した職員				
	自己の住居を所有する職員				
	(市内居住者)15,300円(当分の間、				
	市外居住者に対する経過措置あり)				
通勤	徒歩により通勤するものとした場合の通勤	同じ		125, 707 千円	100,807円
手 当	距離が、片道 2 km 以上であること				
	・交通機関等の利用者				
	6月分定期運賃等相当額(ただし、一箇月				
	当たり 55,000 円が支給限度額)				
	・自動車等の使用者				
	使用距離区分に応じて 2,000~31,600 円				
管理職	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は	異なる		2,697 千円	50,880円
員特別	緊急の必要等により勤務不要日等又は平日				
勤務	深夜(午前0時から午前5時までの間)に				

手	当	勤務した場合	一種~五種		
		6級~8級	(週休日等)		
		(勤務不要日等) 3,500円~18,000円	6,000円~18,000円		
		(平日深夜) 3,500円~6,000円	(平日深夜)		
			3,000 円~6,000 円		

(10)特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

	区	分		給	料月	額	等	
					(参考)	類似団体	における	最高/最低額
給	市		長	961,000 円		1, 130, 000	円 /	643, 500 円
料	副	市	長	814,000 円		930,000	円 /	750,000 円
	教	育	長	716,000 円	-	一 円	/ -	- 円
報	議		長	579,000 円		724, 000	円 /	463,000 円
酬	副	議	長	520,000 円		660,000	円 /	420,000 円
台川	議		員	479,000 円		606,000	円 /	400,000 円
	市		長	(令和5年度支給割合)				
期	副	市	長	3.65月分				
末	教	育	長					
手	議		長	(令和5年度支給割合)				
当	副	議	長	4.50月分				
	議		員					
,H				(算定方式)		(一期の手	当額)	(支給時期)
退	市		長	給料月額×在職年数×400)/100	15, 376, 0)00 円	任期ごと
職工	副	市	長	給料月額×在職年数×320)/100	10, 419, 2	200 円	任期ごと
手当	教	育	長	給料月額×在職年数×240)/100	5, 155, 2	200 円	任期ごと
	備		考	現市長については、退職	手当を支	給しない。)	

- (注) 1 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。
 - 2 退職手当の「一期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、一期 (市長と副市長は4年、教育長は3年) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

(11)給与の見直しの状況

項目	対 象	内 容	実施時期
給料	一般職	短大卒及び高卒の初任給基準を引き下げ	H23. 4
	支給対象職員	現給保障経過措置額の段階的廃止	H24. 4
特殊勤務手当	務手当 支給対象職員 2種類を廃止 支給対象及び支給方法の見直し		H27. 4
12 聯 子 17		支給率の段階的引き下げ	H25.4
退職手当	支給対象職員	支給率の引き下げ	H30.4
扶養手当	支給対象職員	配偶者の手当額を引き下げ、子の手当額を引き上げ	H29. 4
住居手当 支給対象職員		引 手 当 支給対象職員 自宅に係る手当額を引き下げ	
		その他の区分を廃止	H22. 12

		市外借家に係る手当額を引き下げ 市外自宅に係る手当を廃止	H26. 10 H27. 4
勤勉手当	支給対象職員	勤勉手当の基礎額から扶養手当を除外	H23. 12
		支給要件を片道2km以上に改正	H24. 4
通勤手当	支給対象職員	一箇月当たり 55,000 円を支給限度額として規定	H29. 4

※新たな人事給与制度 平成26年10月実施

職務内容・職責に応じた処遇の確保及び給与の適正化を図るべく各種見直しを行いました。主な内容は次のとおりです。

	, 9	
項目	対 象	内容
級別標準職務	全職員	職級別の職務を再編。技能労務職の職制を6級制から5級制へ変更。
	全職員	給料表を減額改定
給料	一般職・消防職・技能労務職	大卒、高卒、技能労務職の初任給基準を引 き下げ
	部長職	給料月額を定額化
期末勤勉手当	支給対象職員	役職に応じて支給する役職者加算の級別 の額を見直し
住居手当	支給対象職員	手当額の引き下げ及び廃止
退職手当	支給対象職員	役職に応じて支給する調整額の級別の額 を見直し

(12) 旅費の概要

公務出張、赴任に要する費用を旅費として支給しています。

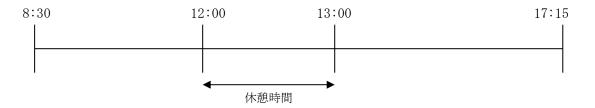
その支給内容の概要は次のとおりです。

鉄道賃・船賃 航空賃・車賃	路程に応じ運賃等を支給しています。	
災害派遣料 災害応急対策又は災害復旧のために市外に旅行した場合に支給しいます。(1日につき3,970円)		
宿泊料	宿泊を要する場合に実費精算方式により支給しています。 (1 夜あたり上限額 特別職 14,000 円、一般職 13,000 円)	
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により 支給しています。	

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩時間の概要 (令和6年4月1日現在)

職員の勤務時間は、原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分 (休憩 1 時間を除く)、週 38 時間 45 分です。



異なる勤務時間の例

クリーンセンターに勤務する職員:8時15分から17時まで(休憩は12時から13時まで)

(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

(各年1月1日から12月31日)

(単位:日)

令和5年の平均取得日数	令和4年の平均取得日数
13.9 日	13.1 日

※ 期間中に育児休業や休職中の職員等、年次休暇を1日も取得していない職員は対象から除いています。

(3)特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

(各年1月1日から12月31日の取得者数)

		付与日数	取得者数(人)	
種類	具体的な内容	(日)	令和	令和
		(117)	5年	4年
忌引	喪に服するための休暇	1~10 日(配偶者 10	192	168
		日、父母 7 日等続柄		
		によって異なる)		
産前産後休暇	分べん予定日以前8週間(多胎の	16 週間	23	24
	場合 14 週間)から取得できる			
	分べんの日以後8週間(多胎の場			
	合 14 週間)取得できる			
配偶者出産休暇	配偶者の出産	2日間	26	34
育児参加休暇	出産予定日の6週間前の日(多胎	5 日	44	32
	の場合 14 週前)から、当該出産の			
	日以後1年以内に取得できる			
健康診査	妊娠中又は出産後1年以内の女性	妊娠中は4週間に1	22	11
	職員が母子保健法第 10 条に規定	回~1週間に1回		
	する保健指導又は同法第 13 条に	出産後1年までに1		
	規定する健康審査をうける場合	口		

通勤緩和	妊娠中の女性職員が通勤に利用す	勤務の始め又は終わ	3	4
	る交通機関の混雑の程度が、母体	りにおいて、1日に		
	の健康維持に重大な支障を与える	つき1時間以内。		
	程度に及ぶものと認める場合			
生理休暇	生理日において勤務することが著	2日を超えない範囲	23	12
	しく困難である女性職員の生理日	で必要と認める期間		
	の場合			
結婚休暇		7日以内で必要と認	23	25
		める期間		
父母の祭日	父母の祭日(49 日、1 周忌等)	1日	17	15
配偶者の祭日	配偶者の祭日(49日、1周忌等)	1日	0	0
人間ドック等	人間ドック等を受ける場合	1日又は1時間を単	456	420
		位として1日以内		
天変地異	交通機関の遅れ、新型コロナウイ	必要な期間	550	1,033
	ルス感染拡大防止にかかる出勤困			
	難休暇等			
夏季特別休暇	7月~10月の間	7日間	1301	1, 236
ボランティア休暇		5 日	0	0
リフレッシュ休暇		勤続期間 10 年:3日	97	101
		20年:4日		
		30年・40年:5日		
子の看護休暇	満 12 歳に達する日以後の最初の	7日 (子が2人以上	200	144
	3月 31 日までの間にある子を看	の場合は10日)		
	護する場合			
	令和2年1月1日運用開始			
短期介護休暇	配偶者、父母、父、配偶者の父母、	7日 (要介護者が2	27	23
	祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護す	人以上の場合は 10		
	る場合	日)		
	令和2年1月1日運用開始			

(4)療養休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要 最小限度の期間、勤務することが免除されます。

	取得者数		
	令和5年度 令和4年度		
療養休暇	566 人	304 人	

(5) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度で、最長で子が3歳に達する日まで取得することができます。 育児休業は1日単位で、部分休業は1日につき 30分単位で2時間まで取得することができます。

	取得者数(人)				
	令和5年度	令和4年度			
育児休業	50 (20)	35 (19)			
部分休業	12 (11)	15 (12)			

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(6) 安全衛生管理体制の整備状況

事業上の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

		令和5	5年度	令和4年度		
組織等	説明	設置すべき	うち設置	設置すべき	うち設置	
		事業場数	事業場数	事業場数	事業場数	
総 括 安 全衛生管理者	安全管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者		1	1	1	
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置、安全に係る技術的事項を管理する者		3 3		3	
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者		6	6	6	
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	42	42	42	42	
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理 に当たるとともに、事業者又は総括安全衛 生管理者を指導助言する等、専門家として 活動する医師	6	6	6	6	
安全衛生 委員会	職員の危険及び健康障害を防止するための 基本となる対策に関することについて調査 審議するために設置される委員会	6	6	6	6	

[※] 平成 29 年以降は、労働安全衛生法に基づき選任又は設置が義務付けられた事業所数のみを記載しています。

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、 降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

① 分限処分者 合計 42 人

(単位:人)

加八市中	令和5年度				令和4年度				
処分事由	降任	免職	休職	降給	降任	免職	休職	降給	
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0	0	0	0	
心身の故障の場合	0	0	42	0	0	0	35	0	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0	0	0	0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0	0	0	0	
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	42	0	0	0	35	0	

① 懲戒処分者 合計 4人

(単位:人)

	処分事由	令和5年度			令和4年度				
	たり 争田	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
┰に給	諸給与の不正領得	0	0	0	0	0	0	0	0
	受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	守秘義務違反	0	0	0	0	0	0	0	0
	政治的行為違反	0	0	0	0	0	0	0	0
	争議行為	0	0	0	0	0	0	0	0
	営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0	0	0
2 _	欠勤・遅刻・早退・勤務態 度の不良等	0	0	0	0	0	0	0	0
般 服	公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0	0	0
務違反関係	休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	職場内秩序びん乱	0	0	0	0	0	0	0	0
	セクシュアル・ハラスメン ト	0	0	0	0	0	0	0	0
	パワー・ハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0
	通常業務処理不適正	0	0	0	0	0	0	0	0
	公金官物処理不適正	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0
③ 行公	傷害・暴行の刑法違反	0	1	0	0	0	0	0	0
関務係外	金銭・異性関係等の非行	0	0	0	0	0	0	0	0
非	その他	0	0	1	1	0	0	1	0
④ 収 係 等 関	収賄	0	0	0	0	0	0	0	0
	横領	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
規違反 お・交通法	職務遂行中	0	0	0	0	0	0	0	0
	職務遂行中以外	1	0	0	0	0	0	0	0
	(うち飲酒運転)	0	0	0	0	0	0	0	0
	監督責任	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	1	1	1	0	1	0

⁽注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

5 職員の服務の状況

(1)服務に関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければ
	いけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をした
	りしてはいけません。
営利企業等の従事制	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許
限	可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為
	が禁止されています。

(2) 職務専念義務免除制度の概要と免除の状況

職務専念義務は一定の事由がある場合に限り、免除されます。

		付与日数	承認者数(人)	
種類	具体的な内容	(日)	令和	令和
		(日)	5年度	4年度
	鎌倉市職員団体のための職員	必要と		
交渉	の行為の制限の特例に関する	認める期間	56 人	54 人
	条例の規定に基づく交渉	呼びなりの対用		
献血	日本赤十字社が行う献血への	必要と	26 1	24 1
	参加	認める期間	36 人	34 人
新型コロナウイルス	新型コロナウイルスワクチン	必要と	2人	170 Å
ワクチン接種	接種のため	認める期間	2八	178 人

(3) 営利企業等従事許可制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ営利企業等に従事することができます。

許可した内容	許可件数 (件)			
計りした内谷	令和5年度	令和4年度		
株式会社・有限会社の取締役	0	1		
大学非常勤講師に対して支払われる報償	10	0		
セミナー等講師に対して支払われる報償	7	1		
法律に関する書籍の執筆協力・協著に係る印税収入	0	1		
司法修習生向け研修講師	1	0		
不動産の賃貸により発生する不動産収入	1	0		
不動産管理業を営む株式会社の役員に就任	1	0		
令和5年住宅・土地統計調査 調査員への従事	3	0		
令和5年乳幼児身体発育調査への従事	4	0		
国家資格キャリアコンサルタント養成講座の演習講 師・ファシリテーター	1	0		
「キャリア形成講座」におけるサブ講師、ファシリ テーター等	1	0		
鎌倉市民生委員児童委員 (民生嘱託員)	0	1		
バスケットボール協会が主催する大会の審判活動、大 会運営及び審判講師	0	1		
しらすうなぎ稚魚漁業採捕	1	0		
民事調停委員	1	0		
青少年指導員兼青少年理事	1	0		
計	32	5		

(4) 在籍専従休職制度の概要と許可の状況

職員は許可を受ければ職員団体(組合)の業務にもっぱら従事することができます。 (無給休職扱いとなります。)

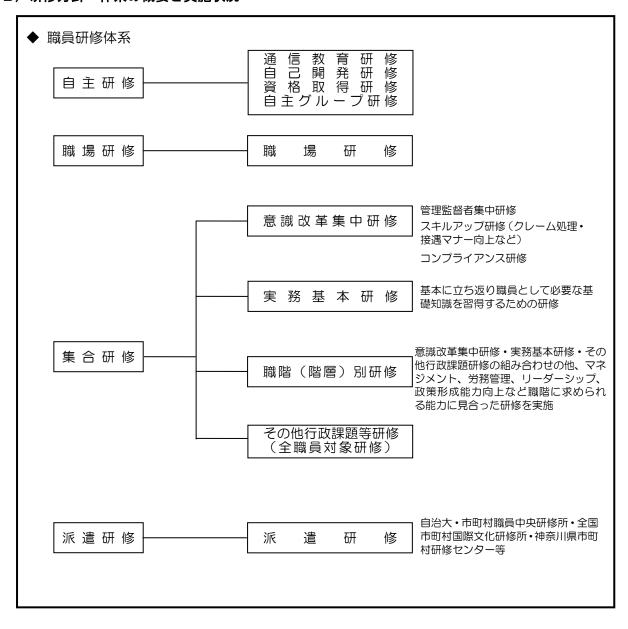
登録団体	許可件数 (件)		
TESS/FILT	令和5年度	令和4年度	
鎌倉市職員労働組合	0	0	
計	0	0	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成基本方針の概要

地方分権・行財政改革への取組を進め、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発や資質の向上 を効果的に推進するために、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針であ る鎌倉市職員育成基本方針で求めている職員像を目指し、毎年研修重点項目を掲げ研修に取り組ん でいます。

(2) 研修方針・体系の概要と実施状況



① 研修方針

職員研修は、次の職員像の育成を目指して実施します。

- 1 市民に信頼され、市民と協働してまちづくりを進める職員
- 2 広い視野と時代の先を読む目を持つ職員
- 3 知識と行動力を持つ職員
- 4 迅速性・効率性などのサービスの質的向上を図る能力を持つ職員
- 5 高い倫理意識を持ち行動する職員

② 自主研修の概要と実施状況

時代に合わせて新しい知識・技能を身につける通信講座や、市政に関する事項について主体的 に活動する職員を育成する自主グループ研修等があります。

		受講者数	数(人)
	内容	令和 5 年度	令和 4 年度
	語学・パソコン・法律・実務・教養・		
语 <i>信势</i>	資格取得の分野について設定した	2	4
通信教育研修	コースから受講。受講料の 1/2 を	2	4
	助成(限度額 20,000 円)。		
	大学、大学院、各種学校の教育シ		2
自己開発援助	ステムを利用して自主的に勉強し	2	
日日開光後切	た職員に対し、対象経費の 1/2 を	2	2
	助成(限度額 20,000 円)。		
	市政に関する事項を自主的に研究		
自主グループ研修	するグループに対し、活動経費の	3 グループ	3 グループ
	一部を助成(限度額 20,000 円)。		

③ 職場研修の概要と実施状況

職場単位で研修を行うことにより、新たな知識や情報の習得を図り、情報の共有をより密にし、日常業務の改善と市政の効率的な運営に寄与することを目的としています。

6 課等、延べ 15 テーマ、延べ 406 人

④ 意識改革集中研修の概要と実施状況

<意識改革集中研修>

全職員の意識改革を管理監督職から進めるとともに、市職員として自覚と意識の高揚を図ります。

<スキルアップ研修>

職員個人の接遇スキルの向上及び職場単位の接遇力アップを図ります。

		実施	受講者数	数(人)
	内容	回数	令和 5 年度	令和 4年度
意識改革集中研修	意識レベル成長研修 意識レベルフォローアップ研修 組織ビジョン共有研修	6	61	68
	メンター研修	6	104	100
	公務員2年目能力・意欲向上研修	2	46	35
	盲導犬ユーザー・視覚障害者の対 応研修	1	20	-
	接遇能力向上研修	2	36	36
	不当要求防止研修	2	42	39
	キャリアデザイン研修	2	38	25
	マネジメント研修	1	12	-
スキルアップ研修	新任現金出納員及び新任現金分任 出納員研修	2	68	76
	政策形成(ロジックモデル)研修	4	82	-
	会計年度任用職員研修「市の重要 施策を学ぼう」 〜本庁舎等整備事業について〜	10	319	-
	女性活躍推進研修 (令和5年度は、階層別研修「仕 事・子育て両立支援研修(管理職)」 として開催)	ı	_	24
コンプライアンス研修	昇任課長補佐級研修(事務ミスの傾向と防止策) アンガーマネジメント研修 ヒューマンエラー防止研修 ハラスメント防止研修(e-ラーニング) 1 on 1 ミーティング研修	11	841	235

⑤ 実務基本研修の概要と実施状況

基本に立ち返り職員としての必要な基礎知識の習得を図ります。

		実施	受講者数(人)	
	内容	回数	令和 5 年度	令和 4年度
実務基本研修 eラーニング (3講座選択制)	契約事務、文書事務労務管理、 服務、地方公務員制度、 法制執務、コンプライアンス、 情報セキュリティ等	1	33	38

⑥ 階層別研修の概要と実施状況

各職位の役割を認識し必要な知識を身につけるために階層別研修を行っています。

		実	受講者数	女 (人)
	内容	施回数	令和 5 年度	令和 4年度
新採用職員研修 (1月、4月採用) (中間研修を含む)	地方公務員・職員の義務と責任について、仕事の進め方について、接遇とコミュニケーション、市長講話、 副市長講話、文書管理システムについて財務会計システムについて 他	3	377	386
新採用職員追研修	行財政改革について、財政・支払い・契約について、接遇とコミュニケーション(フォローアップ)、鎌倉市が力を入れている施策について学ぶ【公共施設再編、共生社会】 他	1	103	131
新採用職員総括研修	社会人として・鎌倉市職員として他	1	49	43
新採用研修 (10月採用)	服務、公務員倫理、地方公務員制度、 情報公開と個人情報保護、情報セキ ュリティについて 他	1	6	0
新規任用会計年度任用職 員研修	服務・地方公務員制度、個人情報保 護、コンプライアンス	3	108	101
新規任用会計年度任用職 員研修(保育園勤務者)	服務・地方公務員制度、個人情報保護、コンプライアンス(令和5年度は、e-ラーニング)	1	10	15
職員マネジメント研修	4級昇任者対象マネジメント研修	1	18	16
業務・組織マネジメント 研修	5級昇任者対象マネジメント研修	1	9	16
議会答弁スキルアップ研修	6級職員対象 市議会における答弁スキル向上を 目指す	1	28	-
OJT リーダー育成研修	3級昇任者対象 後輩指導・育成に必要となるスキル の習得や育成意欲の向上を図る	2	42	12
政策形成能力向上研修	3級昇任者対象 基礎的な政策形成の知識や、政策形 成の一連のプロセスを習得する	2	38	12
仕事・子育て両立支援研 修(管理職)	6級昇任者対象 職員が育児・介護と仕事を両立できる環境を作るために、管理職に必要 な知識・スキルを身に付ける	1	11	-
仕事・子育て両立支援研 修(主事級)	3級職員対象 これからの市役所を支えていく職 員に必要な知識・考え方を学ぶ	1	23	-
ロジカルシンキング研修	2級昇任者対象 仕事を進める上で求められる理解 力・説明調整力向上を図る	2	66	66

障害者の対応のポイント 研修	2級2年目職員対象 「障害者への合理的配慮」の理解を 深め、職員が率先して「障害者への 合理的配慮」の普及啓発を行えるよ うになること及び市民対応能力の 向上を図る	1	34	-
精神・発達障害者しごと サポーター養成講座	4級昇任者対象 精神障害、発達障害について正しく 理解し、職場における応援者となる 人材を育成する(令和4年度は4級 職員対象)	1	20	132
戦略マネジメント研修	6級昇任者対象マネジメント研修	1	7	_

⑦ 人事評価研修の概要と実施状況

能力・意欲評価の本格導入に伴い、人事評価制度をよりよく理解し運用するための研修を行っています。

		字按	字坛	受講者数	女 (人)
	内容	実施一回数	令和	令和	
			5年度	4年度	
人事評価研修	評価者研修 (e-ラーニング)	1	21	14	
八争計៕班修	被評価者研修	0	ı	_	

⑧ その他行政課題等(全職員対象)研修概要と実施状況

行政課題に関する専門知識の習得をめざします。全職員受講できますが、内容により、 階層をして必修とします。

	内容	実施	受講者数 (人)	
		回数	令和 5 年度	令和 4年度
	4 級昇任者対象		0 千/支	4 千/支
問題解決能力向上研修	係長級に必要な判断力や解決力 を実践的に学んで身に付ける	1	32	5
技能労務職職員研修	技能労務職職員対象 服務・地方公務員制度、個人情報 保護、コンプライアンス	5	126	-
市民協働研修	6級、4級及び2級昇任者対象 市民活動や協働に関する市職員 の意識向上及び、市民活動や協 働に対する理解を深める(令和 5年度2級承認者は体験実習あ り)	3	178	67
行政課題研修	4級昇任者対象 共生社会の取組、行政DXの取 組、深沢地域の新しいまちづく り 他	1	41	60

安全運転セミナー	安全運転の励行、交通法規の遵 守、事故の未然防止の重要性な どを再確認する	4	39	36
階層別職員メンタルへ ルス研修 (e-ラーニン グ)	メンタルヘルスの知識と心身の 健康保持、セルフケアについて 学ぶ	4	64	118
所属長ストレスチェック集団分析活用研修 (e- ラーニング)	ストレスチェック組織分析と、 職場改善計画のために実施	1	70	114
健康づくり講座・健康づくりセミナー	41 歳及び 33 歳の職員対象 生活習慣病を予防するために、 運動を指導する	2	16	46
女性健康セミナー	女性特有な健康課題についての 講義及び体操等の実技指導を行 う	1	15	17
腰痛予防講座	翌日に筋肉疲労を持ち越さない ためのストレッチ体操等を、講師による継続的な実践指導で体感する	16	150	198
職場環境改善個別相談 (所属長向け)	メンタルヘルス不調者を出さない組織づくりをするための助言 や、自身のメンタルケアも含め た個別相談を実施する	10	10	11

⑨ 派遣研修

派遣研修は、より広い視野や専門的な知識を身につけるために、職員を他の地方公共団体・ 外部の専門機関等(自治大学校、市町村アカデミー、国際文化アカデミー)へ派遣し研修を 実施しています。

		派遣者数(人)		
団体名	派遣期間	令和	令和	
		5年度	4年度	
自治大学校		-	-	
国土交通大学校	28 日間	3	5	
市町村アカデミー	18 日間	2	2	
国際文化アカデミー		-	-	
県土整備局 技術職員研修		-	-	
神奈川県測量設計業協会		-	-	
環境調査研修所		_	1	
市町村研修センター	34 講座	83	21	
国内視察研修		-	1	
早稲田大学マニフェスト研究		_	3	
所 人材マネジメント部会			J	
社会福祉主事資格認定通信課程(公務員課程)		6	1	

【消防職】

団体名	派净 和目	派遣者数		
	派遣期間	令和5年度	令和4年度	
神奈川県消防学校	1~6か月	27	49	
消防大学校	2か月	1	3	
救急救命士養成所	6 か月	2	2	

(3) 勤務成績の評定状況

職員が業務遂行する上で発揮された能力や意欲(取組姿勢)を適正に評価し、職員の能力活用と 人材育成を図るため、人事評価制度(能力意欲評価)を実施しています。評価結果は、昇任・昇格・ 人事異動の資料として活用しています。

また、管理職については、年間目標を設定しその達成プロセスと結果を評価する、目標管理型の 実績評価を平成24年度から導入しました。

7 職員の福祉の状況

(1) 共済組合の概要

鎌倉市の常勤職員は、神奈川県市町村職員共済組合に加入します。 (公立学校に勤務する栄養 士、学校技能員等の一部の職員は公立学校共済組合に加入しています。)

神奈川県市町村職員共済組合は大きく分けて、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業の3つの 事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は「組合員の掛金」と「地方公共団体の負担金」によって賄われています。

① 短期給付事業

組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業・災害に対して、必要な給付を行います。

	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付
法定給付	休業給付	育児休業などの場合に支払われる給付
	災害給付	災害などに支払われる給付
法定外給付	附加給付	法定給付以外の給付

② 長期給付事業

組合員の退職・障害・死亡に対して年金・一時金の給付を行います。

公務員の公的年金には、基礎年金と共済年金(民間サラリーマンの厚生年金、企業年金に相当 するもの)があります。

〇 共済年金

退職共済年金	職員(共済組合員)期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達
	したとき等に支給(支給開始年齢の特例あり)
障害共済年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
障害一時金	軽度の障害の状態で退職したときに支給
遺族共済年金	組合員が死亡したときに遺族に支給

(注) 要件等は省略しています。

〇 基礎年金

老齢基礎年金	職員(共済組合員)期間等25年以上の者が退職した場合で、65歳に達
	したとき等に支給
障害基礎年金	法定の障害等級に該当する状態にある場合に障害の程度に応じて支給
遺族基礎年金	組合員が死亡し、18歳未満の子を有している場合に組合員の妻又は
	18 歳未満の子に支給

(注) 要件等は省略しています。

③ 福祉事業

福祉事業としては、職員(組合員)の健康保持・疾病予防事業などの保健・保養及び教養に資する事業、保養所の経営などの宿泊事業、住宅貸付などの貸付事業、貯金事業、物資の斡旋事業など職員の福祉のための事業を行っています。

保健事業	人間ドック等の補助、電話健康相談、宿泊施設・保養所利用助成、厚 生施設(遊園地・プール等)利用助成など
宿泊事業	組合員等の健康維持、元気回復のための「湯河原温泉ちとせ」の利用 助成等
貯金事業	給与天引きにより積立(年率1.52% 令和5年4月1日現在)
貸付事業	普通貸付、特別貸付(医療・入学・修学・結婚・葬祭)、住宅貸付、 災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付、出産貸付
物資事業	自動車・オートバイの代金の立て替え払いをし、割賦により職員から 返済を受ける、など

(2) 公務災害補償の概要と実施状況

公務において、災害が発生し、職員が傷病にかかり、または死亡した場合には、地方公務員災害 補償基金等から一定の補償がなされます。

(単位:人)

		令和 :	5年度	令和4年度		
		傷病	死 亡	傷病	死 亡	
通勤災害	新規認定件数	7	0	4	О	
題	補償件数	7	0	9	0	
小数しの災害	新規認定件数	5	0	12	0	
公務上の災害	補償件数	4	0	14	0	

(3)職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に基づき、職員の健康の保持増進を目的として、毎年健康診断を実施しています。 また、安全かつ快適な職場環境に向けて産業医と巡回を行い、職場環境の状況をチェックし、職 場環境の改善に取り組んでいます。

(4) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスについては、専門の相談員(臨床心理士等)による職員相談を月7回実施し、産業医(精神科医)による相談を月4回実施しています。

また、職員を対象としたメンタルヘルス研修会を実施しているほか、ストレスチェック実施後、 組織分析を行い、職場環境改善に取り組んでいます。

(5) ハラスメントへの対応状況

ハラスメントに対してはハラスメント相談員を設置して職員から随時相談を受け付け、相談に応じて、適切に対応しています。

また、適宜ハラスメントに関する講習を、職員を対象に行っています。

(6) その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公共団体は、法律に基づき、職員の保健、元気回復等の厚生制度を企画し実施することとされています。このいわゆる福利厚生事業には職員互助会を通じて行うものと、市が直接実施するものがあります。

鎌倉市職員厚生会は、職員等の互助共済及び福利厚生を増進するために設置された組織で、職員 (消防吏員を除く)で構成されており、職員からの会費、鎌倉市からの補助金を元に運営されてい ます。

主な事業としては、文化体育事業(湘南六市役所体育大会、姉妹都市交流、各サークルへの補助等)や互助会事業(慶弔費・見舞金等の交付)及び会員子弟の奨学資金のほか貸付事業、売店事業などを実施しています。

① 厚生会を通じて実施した事業

令和5年度に鎌倉市職員厚生会が実施した事業は次のとおりです。(厚生会が職員からの会費のみで実施し、市が公費負担をしていない事業は除きます。)

事業概要	補助金
	(円)
文化体育活動費(文化体育サークルへの補助、湘南六市役所体育大会開催費等)	1, 048, 556
年間保養施設費(保養施設利用に対する助成)※延べ利用人数 180 人	183, 080
事務費、人件費	9, 452, 665
公費負担額(補助金)計	10, 684, 311

② 消友会を通じて実施した事業

令和5年度に消友会が実施した事業は次のとおりです。(消友会が職員からの会費のみで実施 し、市が公費負担をしていない事業は除きます。)

事業概要	委託料(円)
文化体育活動費(文化体育サークルへの補助、姉妹都市交流親善費等)	224, 000
年間保養施設費(保養施設利用に対する助成) ※延べ利用人数 202 人	362,000
事務費、需用費	1, 168, 359
公費負担額(委託料)計	1, 754, 359

③ 鎌倉市が直接実施した事業

令和5年度に鎌倉市が直接実施した主な事業は次のとおりです。

事業概要・給付単価	実施件数	実績額 (円)
人間ドック助成 (上限額 1人 12,500円)	516 人	6, 450, 000
福利厚生外部委託事業		7, 000, 124

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

(令和5年度) (単位:件)

年度当初	新規	要求		処理件数					
係属件数	件	数	要求認容	要求認容 棄却 却下 取下げ 計					
0	0)	-	-	-	-	_	0	

(2) 不利益処分に関する審査請求制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査請求をすることができます。

(令和5年度) (単位:件)

年度当初	新規	.請求		処理件数				
係属件数	件	数	処分取消し	棄却	却下	取下げ	計	係属件数
0	(0	-	-	-	-	-	0

(3) 苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出 及び相談を公平委員会等にすることができます。

(令和5年度)

(単位:件)

年度中	年度中	年度末
相談件数	処理件数	未処理件数
1	0	1